



札幌市告示第 1833 号

令和 3 年度（仮称）都市開発誘導推進制度検討業務に係る調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和 3 年 3 月 29 日

札幌市長 秋元 克庵



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市まちづくり政策局政策企画部政策推進課庶務係（電話 011-211-2139）

2 入札に付する事項

(1) 調達する役務名

令和 3 年度（仮称）都市開発誘導推進制度検討業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 4 日までとする。

(4) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 競争参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「役務（一般サービス業）」の「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されていること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(6) 平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿における本店または支店等の所在地が札幌市内であること。

(7) 国、地方公共団体が策定した、まちづくりとエネルギー施策を一体的に展開する計画に関する検討を受託した実績を有していること。

(8) 国、地方公共団体が委託した、都市開発の機会を捉えエネルギー利活用を誘

導する制度の検討に関する業務を受託した実績を有していること。

4 参加申請期限、入札書の提出期限等

(1) 参加申請期限

- ・ 令和3年4月5日（月）17時00分（送付の場合は必着のこと。）
入札への参加を希望する場合、一般競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書に示した役務の提供が可能であることを証明する書類を提出すること。

(2) 参加申請に係る書類の提出場所及び契約条項を示す場所

上記1と同じ。

(3) 入札書の受領期限

令和3年4月6日（火）11時00分（送付の場合は必着のこと。）

(4) 入札書の提出場所

上記1と同じ。

原則として郵送によること。ただし、開札場所への直接持参も可とする。

(5) 開札の日時及び場所

令和3年4月6日（火）11時00分

札幌市役所本庁舎地下1階 3号会議室

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 要

ただし、札幌市契約規則第25条の規定に該当する場合は免除する。

(4) 入札に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の受領期限までに提出するほかに、一般競争入札参加資格確認申請書及び本告示に示した役務の提供が可能であることを証明する書類を添付して、参加申請期限までに提出しなければならない。また、入札者は、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本告示に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 詳細は入札説明書による。